【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2022年6月30日

【会社名】東京ラヂエーター製造株式会社【英訳名】TOKYO RADIATOR MFG.CO.,LTD.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 落合 久男【本店の所在の場所】神奈川県藤沢市遠藤2002番地1

【電話番号】 0466(87)1231(代表)

【事務連絡者氏名】管理本部 本部長 矢野 和彦【最寄りの連絡場所】神奈川県藤沢市遠藤2002番地 1

【電話番号】 0466(87)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 本部長 矢野 和彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第118回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第2号議案まで)>

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることによる株主総会資料の電子提供制度に備えるため、定款を変更するもの。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、落合 久男、蛭川 耕二、三村 健二、田口 洋一、髙村 藤寿の5名を選任する。

<株主提案(第3号議案から第7号議案まで)>

第3号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

1株当たり配当額

金284円

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金284円 総額40億8,617万円

剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

配当金支払開始日

本定時株主総会の3週間後の日

第4号議案 定款一部変更の件(1)

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、定款を変更するもの。

第5号議案 定款一部変更の件(2)

過半数が社外取締役で構成される指名委員会および報酬委員会を設置するため、定款を変更するもの。

第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

譲渡制限付株式報酬制度に係る取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬額を、年額2億円の報酬限度額とは別に、年額1,300万円以内と設定するもの。

第7号議案 定款一部変更の件(3)

相談役および顧問を廃止するため、定款を変更するもの。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第2号議案まで)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	117,988	2,124	1	(注)1	可決 98.23
第2号議案				(注)2	
落合 久男	105,327	14,785	-		可決 87.69
蛭川 耕二	109,686	10,426	-		可決 91.32
三村健二	109,696	10,416	-		可決 91.33
田口 洋一	109,639	10,473	-		可決 91.28
髙村 藤寿	109,646	10,466	-		可決 91.29

<株主提案(第3号議案から第7号議案)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第3号議案	18,068	102,044	ı	(注)3	否決 15.04
第4号議案	17,127	102,985	-	(注)1	否決 14.26
第5号議案	12,829	107,283	-	(注)1	否決 10.68
第6号議案	13,643	106,469	1	(注)3	否決 11.36
第7号議案	17,635	102,477	-	(注)1	否決 14.68

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
 - 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当該株主総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた ものを合計したことにより、会社提案の第1号議案から第2号議案については可決要件を満たすことが、また株主提 案の第3号議案から第7号議案については可決要件を満たさないことが明らかとなり、会社法上適法に決議が成立し たため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しており ません。

以 上